

「専門相談員派遣事業」のご案内

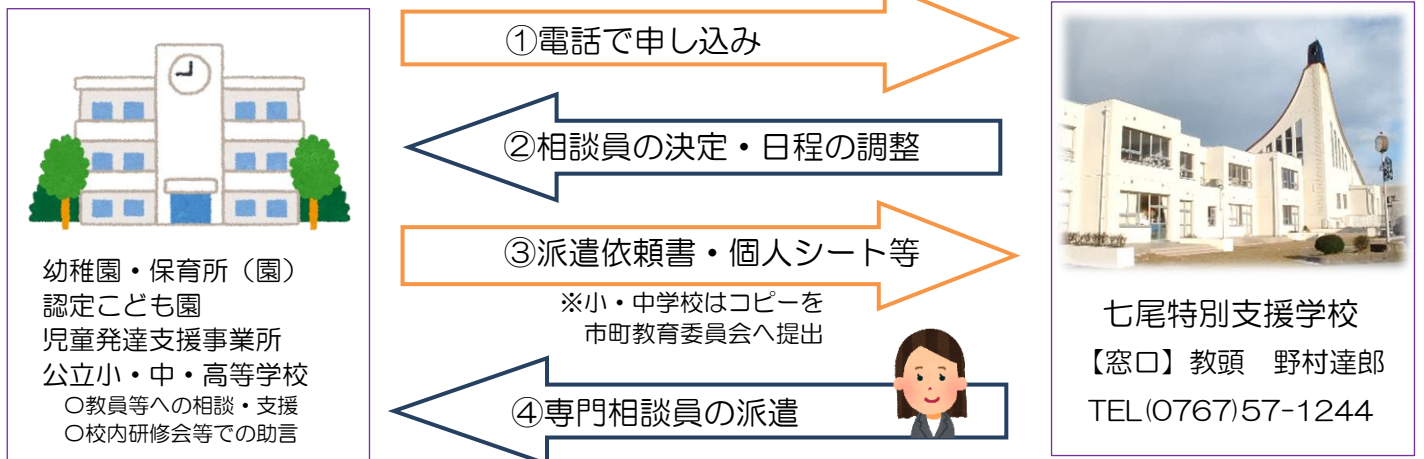
石川県立七尾特別支援学校

幼稚園、保育所(園)、認定こども園、児童発達支援事業所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校からの要請に応じて、特別支援学校から専門相談員を派遣し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の相談・支援を行います。

事業内容

- 発達障害等のある特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応について教員等への相談・支援
- 校内研修会での講師や校内委員会での助言等
- 発達検査等の実施 ※ 保護者の承諾(署名)、及び 特別支援学校長の承認が必要
- 個別の教育支援計画の作成・活用支援
- 大学への進学、企業等への就労及び就労系障害福祉サービスの利用について教員への相談・支援

申し込み



- ※専門相談員の派遣依頼をするときは、所属長(学校長等)から本校の窓口まで派遣依頼の連絡を入れてください。
- ※派遣依頼書と個人シートは、学校長宛で作成し、7日前までに相談員【親展】郵送してください。
- ※訪問当日は、日程表、座席表、個別の教育支援計画、個別の指導計画等の準備をお願いします。
- ※訪問当日に、個人シートの【当日の記録】を記入してください。コピーを担当相談員に渡し、原本は個人ファイル等に個別の教育支援計画と一緒に綴ってください。

相談の流れ



【発達検査の実施について】 (※授業参観及び話し合いの上、実施する。)

- 校内委員会で発達検査を実施することが望ましいと判断した場合は、保護者に説明をして承諾を得ること。
- 検査等実施依頼申請書を検査実施日の7日前までに提出し、七尾特別支援学校長の承認を得ることが必要。
- 検査結果を具体的に生かすとともに、保護者の理解のもと「個別の教育支援計画」の作成・活用を図ること。
- 就学先及び学びの場の変更を検討する場合はその旨を明記すること。